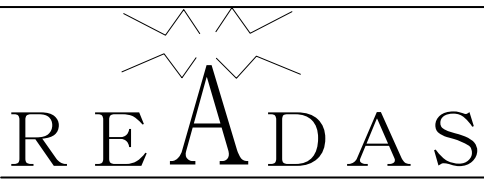


第 5052 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 8月22日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 源泉徴収税額表の使い方

Q：給与から所得税を源泉徴収する場合、どのようにしたらいいのですか？

A：給与所得の源泉徴収税額表の月額表又は日額表の甲欄、乙欄（日額表にはさらに丙欄があります）を使用して計算します。

【解説】

①月額表を使用する場合

支払形態が「月ごと」「半月ごと」「10日ごと」「月の倍数ごと」に支払うものは、月額表を使用します。

また、扶養控除等申告書の提出がある場合は甲欄を適用し、ない場合は乙欄を適用します。

②日額表を使用する場合

支払形態が「毎日」「週ごと」「日割り」で支払うものは日額表を使用します。

月額表と同様、扶養控除等申告書の提出がある場合は甲欄を適用し、ない場合は乙欄を適用します。

ただし、日雇賃金の支払については、上記扶養控除等申告書の提出の有無にかかわらず、丙欄を適用します。

丙欄は、日々雇い入れられる者に対して、労働した日ごとに支払う日給や時給について適用されることとなっていますが、あらかじめ定められた雇用契約期間が2ヶ月以内の者に支払われる給与等で、労働した日又は時間によって算定されるものも適用できるとされています。なお、この場合には、必ずしも日払いでなく、日給や時給により計算した給与をまとめて月払いしても認められます。

